

地域社会に根差した学生活動のための支援制度に関する取扱要項

1. 趣旨

学生が主体的に行う、三重県内地域での交流活動やボランティア活動に対し、活動費や交通費を支援し、地域発展に寄与する活動を応援する。

2. 対象

1) 三重大学の公認サークルとして地域交流を行う活動団体

<地域交流の例>

- ①県内自治会との交流会
- ②小学校等への訪問・指導
- ③地域貢献活動

2) 学生支援チームが募集又は案内するボランティア活動への参加者

3. 支援内容

1) 活動費

1回の活動にかかる費用の実費（上限40,000円）

2) 交通費

現地までの交通費（一人あたり上限1,000円（最大10名））

※自動車で移動する場合は1キロメートルにつき15円とする。

4. 申請手続き

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの活動が対象です。令和7年1月15日までに、活動内容及び活動費、交通費の金額を記入した、活動報告書（様式1）を提出する。

5. 支援の決定・通知

申請書の提出があったときは、学生支援・キャリアセンター長と学生支援チーム課外活動担当が審議し、支援内容を決定し通知する。

6. 費用の支払い

活動報告を確認し、適当と認められた費用について、団体で申請した場合は代表者、個人で申請した場合は本人に支払う。

7. 申請にあたっての留意事項（保険への加入）

本制度に申請できるのは、学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）及び学研災付帯賠償責任保険（「学研賠」）に加入の学生に限る。

団体として申請する場合は、活動に参加した学生全員が上記保険に加入していること。

8. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年11月18日から施行する。